

公益財団法人全日本柔道連盟 規程類管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下、本連盟という）で規定している事項を体系的に管理し、業務運営の適正化とガバナンスの強化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 規程類とは、本連盟の業務執行に関して準拠すべき基本的事項、業務管理の手続きおよび方法等の基準を定めたものをいい、順位と種類は次のとおりとする。

(1) 定款

一般法人法、公益認定法、商法、その他の法令に基づき目的・組織・業務などを定めた根本規定。

(2) 規程

組織、業務分掌、職務権限その他業務組織に関する事項を理事会決議により定めたもので、名称の如何を問わない。

(3) 規則

定款、規程に準拠し又は定款、規程を補完するための詳細事項を本連盟会長の決裁により定めたもので、名称の如何を問わない。

(4) 規準

定款、規程、規則に準拠して業務を遂行する際の事務手続きを本連盟専務理事の決裁により定めたもので、名称の如何を問わない。

(規程類管理規則)

第3条 規程類に関し、この規程に定めのない事項は、規程類管理規則で定める。

(周知徹底)

第4条 規程類が制定、改廃されたときは、本連盟ホームページにその内容を掲載し、周知徹底に努めなければならない。ただし、規準の制定、改廃については事務局内の通達による。

(処理基準の規程類化)

第5条 すべての業務は、その適正、円滑かつ効率的運営を図るため業務処理の標準化に努めるとともに、継続的効果を持つ業務遂行の基準については、原則としてこれを規程類として定め、これにより業務処理を行うものとする。

(規程類の制定、改廃、規程類の定めと異なる処理の実行)

第6条 規程類を制定、改廃する場合及び規程類の定めと異なる処理を実行する場合の
手続き及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 定款の改正は、評議員会の決議を得なければならない。定款の定めと異なる処理は実行することができない。
- (2) 規程の制定、改廃、規程の定めと異なる処理の実行については、理事会の決議を得なければならない。
- (3) 規則の制定、改廃、規則の定めと異なる処理の実行については、本連盟会長の決裁を得なければならない。
- (4) 規準の制定、改廃、規準の定めと異なる処理の実行については、本連盟専務理事の決裁を得なければならない。

(保存)

第7条 規程類の保存年限は、文書管理規程の定めるところによる。

(保管)

第8条 規程類は総務課が管理するものとし、電子媒体管理を認めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、令和2年10月22日から施行する。